

一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ）の適正化について

1 一般廃棄物（粗大ごみ）の収集

西東京市では一般廃棄物の処理をするに当たり、収集した廃棄物を東久留米市にある中間処理施設の柳泉園（清瀬市・東久留米市・西東京市で構成する一部事務組合）に搬入し、資源化等の処理を行い、可燃ごみの焼却灰だけを日の出町にある二ツ塚最終処分場（25市1町の一部事務組合）でエコセメントに資源化している。

一般廃棄物のうち、家庭系ごみ（粗大ごみ）については、市が指定する粗大ごみ処理シールを使用して排出いただくこととしており、粗大ごみ処理シールの料金を一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ）として徴収している。

2 品目別手数料の設定

一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ）は、品目別にその料金を設定しており、前述の粗大ごみ処理シールを購入いただくことで徴収している。

料金設定に当たっては、「西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「条例」という。）」【参考資料参照】において、1kg当たりの料金を規定した上で、条例施行規則【参考資料参照】において主な品名の料金を規定している。

3 一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ）改定の経緯

西東京市では、平成18年と平成21年の2回、柳泉園組合における処分費見直し^{*1}に合わせ、料金改定を行っているが、いずれにおいても、他市との均衡や、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類の有料化を勘案した上でのバランス等の理由から、合併時の経過措置による条例附則^{*2}の撤廃は行わなかったため、実際には33円/kgのまま変動はなかった。このため、条例施行規則で定める品目別料金についても改定を行っていない。

^{*1}当時は原価計算によらず、柳泉園組合における処分費の改定幅に合わせ料金改定を行っていた。

^{*2}別表に規定する一般家庭から排出される粗大ごみの手数料については、当分の間、同表中「52円」とあるのは「33円」とする。（条例附則第5項）

このような状況を踏まえ、令和4年4月に使用料等審議会へ一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ）の適正化を諮問し、令和5年2月に「現行の手数料と乖離が生じているものの、新型コロナウイルス感染症や原油高、物価高騰等による市民生活への影響を考慮し、現行の手数料を据え置くことが妥当である」との答申をいただくとともに、「適切な時期に改めて適正価格を検討する」よう、附帯意見をいただいた。

改定及び見直しの時期	手数料
合併時	40円/kg [※]
H18. 10. 1	※柳泉園組合における処分費見直しに合わせた改定
H21. 10. 1	49円/kg [※]
R5. 2 (現行料金)	52円/kg [※]
	※使用料等審議会にて審議 (答申: 据え置き)

※ただし、条例附則第5項の経過措置により、当分の間33円

4 原価計算結果及び近隣自治体との比較

(1) 原価計算結果

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改訂版）」に基づき、原価計算を行ったところ、以下の結果となった。【資料1-2参照】

なお、今回の原価計算においては、他市の料金や原価計算方法等の調査研究を行い、その結果を踏まえ、費用算定項目について一部見直しを行った。

$$\text{年間ごみ処理経費} \div \text{年間処理量} \times \text{受益者負担割合 (100\%)} = \underline{170\text{円/kg}}$$

(2) 近隣自治体との比較

一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ）について、1kgあたりの料金を設定している近隣自治体と比較した結果、近隣自治体と比べ中位の料金設定となっている【資料1-3参照】

5 検証の結果

「4 原価計算結果及び近隣自治体との比較」のとおり、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改訂版）」に基づき、収集運搬及び処分に係る経費の原価計算を行い、近隣自治体との比較を行った結果、条例附則第5項の経過措置適用後の金額が近隣自治体と比較し中位の料金設定であるが、条例で定める現行の手数料との乖離が大きいことから、適正化を図る必要がある。

しかし、前回諮問時と比較し、新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響等は沈静化しているものの、物価高騰による影響がなくなったとは言えない状況である。その中で、現在、可・不燃ごみ及びプラスチック容器包装類の処理手数料の適正化についても検討していることを踏まえると、粗大ごみ料金の改定による市民への影響を考慮し、近隣自治体を参考に、同一品目における大きさによる手数料の細分化や、品目の対象や数の見直しについて精査する必要がある。

また、料金の適正化を行うに当たっては、リユースの促進など、資源循環の推進に向けた施策をより一層推進する必要がある。

これらのことから、粗大ごみ手数料の適正化については、可・不燃ごみ及びプラスチック容器包装類の処理手数料の適正化の検討や、資源循環の促進に向けた取組と一体的に検討が必要であると考えており、引き続きの検討とし、適切な時期に再度諮問させていただきたい。